全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース3月号 (No.196)

2020年3月26日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 **gsp10404@nifty.com**

経営懇役員リレーエッセイタ

「あ~ぁ、春なのに!」と嘆いてはいられない

島根・あおぞら保育園 森山幸朗

新型コロナウイルス感染症に対応する改正特別措置法が13日に成立した。憲法が保障する基本的人権を制約する重大な法案をわずか3日の審議で通してしまった。さらに、緊急事態宣言の発動要件が極めてあいまいなことや私権を制約する中身に歯止めがないこと、さらに特措法を制定したときの付帯決議の内容について検討もされないなど、種々の問題が明らかになっている。

首相はこれまで法的な根拠がないまま大規模なイベントの自粛や小中高校、特別支援学校の全国一斉休校の要請を唐突に打ち上げ、国会や国民に説明を尽くす姿勢は乏しい。突然の要請に自治体や企業、団体は従ったが、国民生活に大きな混乱をもたらしている。改正特措法で首相が「緊急事態宣言」を出せば、事態を鎮静化する有効性よりも、国民の権利の制約や過度な自粛・萎縮の弊害の方が心配される。何故ならこの政権はこれまで、財務省の公文書改ざんや桜を見る会、検事長の定年延長問題など、規定や手続きを軽んじてきた。国会や国民に丁寧な説明を尽くす姿勢を示してこなかった。国民は、不便を強いるこのリーダーを信用できる状況にはないのである。

小中高校などの一斉休校は、子どもたちが自宅で 過ごすため、学習の遅れや運動不足、保護者の負担 などが懸念されている。当初から休校にしない自治 体もあり、また2週間を経過したため、子どもの状 態や保護者の意見を聞いて学校再開を決めるとこ ろも出てきた。各自治体では、休校要請は政治判断 とされ、科学的根拠が示されたわけではないので 「始めた根拠がない中で、再開の根拠を示すことは 困難」という実態である。 閉所の要請から除外された、保育所や学童保育所は乳幼児や児童、保護者への対応に追われている。マスクや消毒液の備蓄も少なくなり、現場からは悲痛な声が上がる。今年度、卒園する子どもたちには、活動の変更や中止を求めることが続いた。その度に、職員や保護者、支援を惜しまない地域の人たちの協力で、新しい内容をつくり出してきた。各地で、「子どもには遊ぶ権利があり、感染対策をしながら遊べる環境をつくろう」と大人たちが知恵を出し合い、活動をはじめている。

そんななかでの春の到来だ。参加している集落営 農組合では稲の苗づくりの共同作業がはじまった。 老若男女が蓄えた経験と知恵、技術を生かす場面だ。 中山間地の圃場は、小規模で起伏に富み、ゆっくり と時間が流れていく。自宅の窓から顔を出す休校中 の児童たちが声を掛けてくれる。散歩の途中で立ち 寄る保育園や学童の子どもたちには、発見の時間だ。 子どもには特別の感性があるようだ。直感的にまわ りを理解する能力、誤解を恐れずに言うならば動物 と同じ探索本能なのか。自然の中で自分なりの発見 の時間を過ごし、ゆたかな感性を育むことができる。 それに応えられるだけの多様性を自然はもってい る。その一助を保育園が、農業が、地域が大人の知 恵を総動員して果たしていきたい。

「あ~ぁ、春なのに!」と嘆いている訳にはいかない。新型コロナウイルスが命と健康を脅かす今こそ、社会保障が人権保障として機能を果たさなくてはならないと強く思う。

経営セミナー 分科会での質問に

答えます

第 40 回経営研究セミナー「分科会1」で二つの質問がありましたので、会員のみなさんと情報を共有します。

文責/調查研究部・原田秀一

1. 主食費・副食費に食器代や水光熱費等を加えて徴収できますか

①食器の購入費や水光熱費等は「事業活動による支出」のため、保護者から徴収することはできません。新しく実費徴収となった副食費も同じです。

②ただし、個人別に食器を用意しているような 園は、保護者の了解をとったうえで、個人教材費 と同じように処理することは可能です。この場合 も、水光熱費や人件費相当分は徴収できません。 ※以上は、内閣府が示した見解です。

2. 無償化にともなう、いわゆる「浮いたお金」 について説明してください

①消費税増税分(税収の少ない市町村への調整あり)は保育料無償化の財源に充てられるため、保護者への市町村の支出(単独補助)は必要がなくなります。つまり、保育料の市町村単独補助分が「浮いたお金」ということです。この額が30億円にもなる政令市もあり、これを財源として副食材料費の市町村負担や保育士処遇の改善等に活用させるとりくみが重要です。

②保育料に係る市町村の単独補助としては、国が定める所得階層別の保育料の軽減や国基準を上回る多子減免があげられます。所得階層別の保育料の軽減に関する国の調査では、国基準の保育料の6~7割に軽減している市町村が最も多く、軽減率は3~4割となっています。また、多子減免で国基準を上回る単独補助を行っている市町村もあります。市町村には、3歳以上児に係るこれらの費用負担の必要がなくなります。

※昨年9月までと無償化後では負担(市町村と保護者)が下図のように変わります。保護者負担分のなかの市町村の単独補助分がいわゆる「浮いたお金」です。

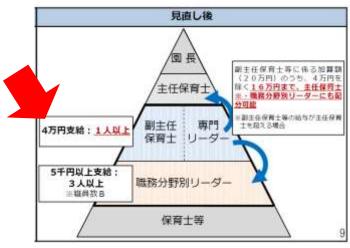


保育をめぐる情勢と 各地の動き

●処遇改善等加算 II の要件緩和について

2020 年度予算において、処遇改善等加算Ⅱの要件緩和が提案されています。

処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めていますが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、現行の要件「4万円の加算額の算定対象人数の1/2(端数切捨て)以上」を、「1人以上」に緩和することとしました(下図。詳細は別紙)。



加算Ⅱが導入されて以降、「職員処遇に格差が生まれる」「処遇改善の継続性が担保されない」という声が多く出されたこともあって、今回の要件緩和が実現したといえます。

経営懇役員会(調査研究部)では、具体的な職場での配分方法等、資料を作成しました(同封)。各園・法人での検討に向けて参考資料としてご活用ください。

●新型コロナウイルス関連 ~国の対策と各地の動き

この間の国の新型コロナウイルス対策と、各地 の動きについてお知らせします。

◆新型コロナウイルス感染予防対策の経過

○政府は1月下旬から対策に動き始めました。保育 所での対応については、厚労省が1月31日に事務 連絡『保育所等における新型コロナウイルスへの対 応について』を発出、「保育所における感染症対策 ガイドライン」をもとに対応すること等を求めまし た。この事務連絡は、その後、ウイルスの広がりと ともに内容を書き加え、2/13、27、3/7、11と4回 にわたって新たに発出されています。

○2月18日付、25日付事務連絡で、保育士が一時 的に不足して基準を満たせないといった場合でも、 人員、設備等運営基準は柔軟な取り扱いが可能であ るとされています。

○臨時休園等した場合の利用者負担・委託費

2月27日付事務連絡で、公衆衛生対策の観点から 臨時休業等した場合でも、保育の実施が継続されて いるものとして、通常通り施設型給付費(委託費) を支給することとされました。保育料は、市町村の 判断で5日を超えて休園等している場合については 日割り計算にするということです。こうした取扱い についてFAQも出されています。

○学校の臨時休業に関連する保育所の対応

2月27日に、安倍首相は小・中・高等学校等の一 斉休校を要請しました。多くの自治体が要請を受け て休校を実施。保育所と学童保育所は原則として開 所とされました。

○3月10日に緊急対応策第2弾として、保育所等へのマスク購入等の補助や備品配布を市町村が実施できる事業が組まれました。

○3月13日、加藤大臣は会見で、登園自粛要請がある場合には協力を、と保護者に呼びかけました。

*事務連絡詳細・解説は『保育情報』4月号参照。

◆各地の動き

こうした政府の動きに対し、自治体やマスコミに 現場の状況や要望を訴えるという動きも起こって います。

○自治体に要望書を提出

大阪保育運動連絡会は大阪府に対し緊急要望書を提出しました。所沢市では、私立保育園連絡協議会(代表:牧裕子)として市長にあてて要望書を提出。名古屋市では、あいち保育共同連合会(あい共連)が市長あてに要望書を提出。愛知県に向けては、上記のあい共連と愛知保育団体連絡協議会が連名で要望書を提出。京都市では、京都保育団体連絡会が市長あてに要望書を提出しました。

※各団体の要望書は、別紙資料として同封しています。ご確認ください。

○市内認可園等へ緊急アンケート、市に要望

横浜市では、横浜保育問題協議会(横浜保間協) が、市内の全認可保育園と横浜保育室、約700施設 を対象に緊急アンケートを実施し、208施設から寄 せられた回答をもとに、市長あての要望書にまとめ て3月12日に提出しました。提出後、記者クラブ で発表し、報道関係9社が取材に訪れ、テレビ・新 聞等で報道されました。

※要望の内容と市の回答は、同封の資料に掲載しま した。

○厚労省・マスコミに、現場の実態を届ける

横浜市の小雀みどり保育園(会員園)では、保育 士たちが書いた手紙を厚労省・マスコミに届け、現 場の実態を訴えました。この行動に対し、神奈川新 聞はじめ、東京・朝日新聞等が取材を申し入れ報道 されました(別紙資料参照)。

<u>自主投稿</u> 保育労働者の 賃金補償に関わる一考察

横浜保育問題協議会運営委員 特定非営利活動法人たんぽぽ会

三ツ境たんぽぽ保育園 理事長 紺野広巳

新コロナウィルスをめぐって、保育園でも混乱と 保育労働者のストレスが増大しています。学校が一 斉休校になり、低学年の子どもを育てている、保育 労働者の方たちも仕事を休まざるを得ない状況が、 各地で生まれていると思います。また、全国各地で 新型コロナウィルスの感染者の発生により、休園す る保育園も相次いでいます。

今回の事態をめぐって、SNSでは「もう限界」「コロナが一段落したら保育士辞めます」などの書き込みが溢れています。各地の労働相談でも、「自宅待機にると休業手当しか出ないので困る」「パートだと無休だと言われた」などの相談が寄せられています。

さて、そこで保育園の場合はどうなるのでしょうか?

1. 保育園には賃金を支払う原資はある

保育園は営利企業とは異なり、保育士のみなさんが休んでも、保育園が休園になっても、自治体からの委託費は満額入ってきます。民間企業のように、収入が減ったりなくなったりはしません。(少なくとも現時点では)これは、内閣府が出している FAQ (3月6日更新)にも明記されています。ただし、休んだ方の対応で臨時にパートの方に出勤していただいたり、別な方の残業で対応したりした場合など、通常より多く支出が発生する事もあります。

また一方で、園全体が休園になった場合は、支出 も減少する事になるので、収支ではプラスになる可 能性があります。

2. 労働基準法ではどうなっているのか

通常であれば、事業者の責任で自宅待機などを、 命じられた場合は、休業手当(賃金の6割)が支払 われます(4割賃金が減ると言うこと)。 37.5 度 の熱があって自宅待機を命じられた場合は、法律上 は休業手当が支払われれば良いことになります。

一方で、新コロナウィルスに感染した場合は、隔離措置が取られることになり、事業者の責任の及ばないことになりますので、事業者からすれば、休業手当は支払わなくても良いことになります。つまり、労働者は有給申請するか無給となってしまいます。パートの方も同様です。

3. 新たな助成金ではどうなっているのでしょう

今回、学校の臨時休業に伴って、保護者支援のための助成金が創設されました。この助成金の趣旨は、政府や行政の判断で、臨時休校の措置が取られたことに伴い、とりわけ小学校低学年のお子さんがいる保護者が、仕事を休まなければならなくなった場合に、上限8330円が事業所に支払われる仕組みです。

つまり、事業所の都合で休ませるのではなく、小さな子どもを育てている「労働者の都合」(あくまで厚労省な言い分ですが)で休むので、「本来は無給なんだけれども、それではあんまりなので特別休暇として助成します」と言う趣旨の制度です。労働基準法の休業手当と新たな助成金とは、休む条件も枠組みもまったく別物なのです。

4. 保育園で働く人の賃金はどうあるべなのか

結論から言えば、保育園にお金は入ってくるので、 37.5 度熱があって自宅待機を命じられた場合でも、 小学生のお子さんの都合で休む場合でも、園全体が 休園になって休む場合でも、賃金は全額支払われる べきです。パート労働者であっても、シフトで出勤 予定の時間分は支払われるべきです。

この間やりとりをした、厚労省の官僚も「保育園には委託費が入るのだから、民間企業とは別でしょう。払わなければそのお金はどこに行くのですか?賃金は全額支払われるべきなのではないでしょうか」と、大変まっとうな私見を述べられています(珍しく意見が一致しました)。全額払われない保育園は、ブラックだと言えるのではないでしょうか。

5. まとめ

問題は、賃金の支払いについては、労働基準法に違反していなければ良い事になっており、賃金を全額支払うかどうかは、法人の判断に任されている事にあります。法人が法律どおりしか払わないとなって、係争になった場合には、厳しい判断になるかもしれません。この間、厚労省が保育労働者の賃金補償について、何らかの通知を出すことができないのか、厚労省にも内閣府にも要望をしています。みなさん、保育士の収入が他産業の労働者と比べ、年収100万円も低く、この年度末の忙しい最中に、コロナ対応で多忙を極め、ストレスに晒されている状況を考えたら、どうあるべなのかを法人運営者も、労働者もしつかり話し合って、合意を得るようにする事が必要なのではないでしょうか。

繰り返しになりますが、1.で述べたように保育園には、委託費が入ってくるわけですから、子どもたちの安全・安心な保育のためにも、保育労働者が安心して働く上でも、保育労働者の賃金は全額補償されるべきだと思います。

★新型コロナウイルス感染症にかかる社会福祉 主義経営への影響調査について

来年度発足予定の社会福祉法人の全国組織準備会では、今回の新型コロナによる事業への影響調査を緊急で行っています。締切は3月末で短期間ですが、ご協力いただける方は別紙「お願い」をお読みいただき、調査にご参加ください。

* 今月は、『保育と子どもの権利』(寺町東子さん)、『社会保険労務士まつださんのお役立ち情報』(松田康子さん)

連 載

職員会議のくふう

第25回

福岡・(福)紅葉会

ちどり保育園

【はじめに】

ちどり保育園は、福岡市の東区にあります。「ポストの数ほど保育所を」を合言葉に、保育所建設運動が全国で広がりを見せていた 1974 年に開園しました。認可園として、今年で 46 年目になります。定員は 200 名で、朝 7 時から夜 7 時までの保育の実施、障がい児保育、地域のお年寄りとの交流、子育て支援活動などを行っています。住宅街に位置していますが、園庭には実のなる木が植えられ、四季を感じることができます。

乳児クラスでは、育児担当制を行いながら、一人ひとりを大切にした保育実践を進めています。幼児クラスは、さらに仲間との関わりを深めながら、暮らしの中で育むものを大切にしたいと 2016 年度から、3.4.5 歳児の異年齢保育を始めました。

綱領 (抜粋) *******

私たちは、この目的のために五つの目標を掲げます。

- 一、福祉を必要とするすべての人たちの人権を尊重 する事業を進めます。
- 一、地域の市民や関係者とともに、国と自治体に対 し公的責任にもとづく福祉制度の拡充を求め 運動を進めます。
- 一、権利・発達保障を担う職員の専門性を育てます。
- 一、民主的な組織運営をつらぬき、職員がいきいきと働き続けられる職場をめざします。
- 一、人間らしく生きる権利が保障される社会、平和 で民主的な社会を希求し、行動します。

私たちは、この目標を実現するために、広範な個人、 団体と力を合わせ行動します。

『 どの子の尊厳も大切にしたい 大人同士の尊厳も大切にして支え合いたい 平和を守りたい! 』

子どもを真ん中に、保護者と共に協同の営みとして保育に当たる。「共**育て・共育ち**」は、開園以来 大切にしている事です。

◆ 綱領の思いを共有し

園のみんなで保育を創っていくために・・・。

仲間と共に保育を語ろう! そして、私らしく保育を楽しもう!

待機児童、保育士不足が社会問題となる中、保育 現場は、わが園も厳しい状況です。夢と希望を持っ て保育士になったのに、多忙化による疲弊と重責。 「これ以上、保育士を続けていくのは難しい」「違 う仕事をしてみたい」そんな理由で離職を考えてし まうとしたら、悲しい事です。法人として、仲間と して、安心して働ける環境を作りたい。条件づくり の為の業務改善は必須の課題ではありますが、やは り、何より「大変だけど、仲間となら乗り越えられ る。保育って楽しい!」と誇りをもってほしい!そ んな思いで、会議の中身を考えています。

日々の保育の合間の会議も時間捻出は大変です。 全員がそろうことは難しいけれど、会議のやり方を 工夫しながら、仲間と保育観を重ねていく努力をし ているところです。

内容に関しては、その回のテーマにもよります。 基本的には対話を大切にする協働型で、伝達事項 は書面にし、一人ひとりが意見を言ったり悩みを 共有したりしながら<u>主体的に学び合える会議</u>をモ ットーにしています。

◆ 職員会議の ひ・と・こ・ま

以下は、2019年度の会議の一部です。

3月 安全管理

4月の新クラスが始まる直前に、新担任が集まり、 共有スペースの危険予測を出し合っています。共有 スペースは夕方の合同保育や動的なあそびで使う ことが多く、大人の配置や遊具の設定などに配慮が 必要です。経験のある職員も1年目も、自分だけで は思い浮かばなかった危険を共有し、それを防ぐた めにはどうしたらいいかまで考えあいます。

新クラスが始まる前にリスクを共有し、事故の防止に努めています。

5月 悩みを共有する職員集団づくり

新クラスになって1ヶ月が経った頃。経験年数も 得意分野も違う職員一人ひとりが悩みを共有し、そ の中から大切にしたいことを紡ぎだして保育をし ていけるように、「けんかが起きたとき」悩むこと、 意識していることを出し合いました。

その際、事前にアイスブレイクでお互いの褒め合いっこをしました。安心して、率直な悩みを出せる雰囲気ができたように思います。気持ちや悩みの理解・共有が、個人の振り返りとともに、チームで助け合ったり学び合ったりする原動力になったように思います。

6・7月 保育の中で大切にしたいこと

新年度スタートの際に確認した大切にしたいことが日々の慌ただしさに埋もれてしまいそうになる6月。再度「方法」ではなく「大切にしたいこと」を確認するために「どんな子どもになってほしいか」目指す子ども像を出し合いました。



さらに7月、そのためにはどんな保育が必要か、ロールプレイをしました。(独裁的な保育・放任の保育・民主的な保育)。実際やってみて、子ども役はどう感じたか、そして自分はどの保育に近いかを振り返って出し合い、自己認識を深めました。

10月 運動発達の視点を持って見る

戸外での運動遊びが増える 10 月、一人の子ども をビデオで撮り、みんなで視点を持って観察、発達 を分析しました。身体の特徴を出し合い、どんな遊 びの保障をすることで、この子どもの発達を助ける ことが出来るか、出し合いました。



ホワイトボードで 情報の共有をして います。

3月 総括

1~3 月にかけては生活、遊び、職員・保護者との連携をテーマに1年間を振り返り総括をします。 保護者・職員間の連携については事前に資料を配布 し、その視点に沿って自分の振り返りをして付箋に 各自書いて持ち寄りました。

6 人程度のグループで出し合い"自分の言葉で"語っていきました。園の課題・個人の課題様々ありますが、改善策まで各グループで考えあい、次年度につながるようにしました。



付箋を持寄り、 成果・課題を出 し合いました。

会議を進めていくうえで大切にしていることは、 一方的に誰かが話すのではなく、対話(やりとり) が出来る様にすること。個人の意見を出し合う対話 型の職員会議の中では、多様な意見が出てきます。 自分とは異なる見方や意見に触れることで、職員集 団のつながりと保育観が深まっていくように思い ます。そして、保育内容だけでなく、社会全体を捉 える視点を大切に、これからも共に学びながら、じ っくり語り合い専門性を高めあえる職員集団であ りたいと思います。

(園長:井上邦子 主任:中村智絵)

ひしらせ・今後の予定

●2020 年度の予定

2020 年度のセミナー等の予定は、下記の通りです。ただし、新型コロナウイルス感染症の 状況によっては、予定が変更となる場合もあります。ご了承ください。

◎経営懇総会

日程:2020年6月14~15日(日~月)

会場:東京(市ヶ谷周辺)

◎夏季セミナー

日程:2020年9月13~14日(日~月)

会場:神奈川 (新横浜国際ホテル)

◎主任セミナー

日程:2020年11月13~14日(金~土)

会場:東京(多摩永山情報教育センター)

◎民間保育園経営研究セミナー

日程:2021年1月11~13日(月~水)

会場:愛知(豊橋ロワジールホテル)

<その他の研修・セミナー等>

○第52回合研集会(福島)

2020年8月8~10日

○給食セミナー(北海道札幌市)

2020年10月31日~11月1日

○保育研究所研究集会(東京)

2020年12月13~14日

●52 回合研集会(福島) 分科会自主提案締切迫る!

第52回合研(2020年8月8~10日)の分科 会、自主提案の申し込み締め切りが3月末に迫 っています。

各園から、分科会に実践を提案し、合研に参加しましょう。申込書は、ご連絡いただければすぐにお送りいたします。

2020 経営研究セミナーで 心に残ったこの一言!②

「走りながら 考えろ!」

第3分科会(地域の願いにこたえる社会福祉法人の役割)で報告された大阪の吉川氏が理事長からいただいた言葉。ココロを躍らす活力をもらえた名言。感謝です。

(40代・園長)

【経営懇・活動日誌】3月

- ○3月9日事務局うちあわせ(安川・川端・事務局)新型コロナウイルスの対応に追われる現場の状況をふまえつつ当面の課題を整理した。
- ○3月16日主任セミナー会場下見。2020年度 主任セミナーは東京で開催。初めて使う会場の ため、研修部役員(川端・足立)で下見。最寄 り駅から会場まで階段が多めだが、主任さんた ちなので問題ないだろう。
- ○3月27日三役会を予定していたが、新型コロ ナウイルス感染予防対策の影響をうけて会議を 中止することを決断。

同封資料

①2020 年度処遇改善加算Ⅱの運用改善につい

て(調査研究部)

②新型コロナ関連情報~各地の要望書など

③「新型コロナウイルス感染症にかかる社会福祉事業経営への影響調査」への協力のお願い